ひょうご仕事と生活センター
多様な働き方推進支援助成金

働き方改革助成コース
テレワーク導入型

申請書類受付期間
令和8年4月1日～令和9年2月28日未　必着

※本助成金は予算の範囲内で交付するため、
期間内に申請受付を終了する場合があります。

従業員の多様で柔軟な働き方を促進するため、テレワーク環境の整備を行う中小企業に、助成金を支給します。

人事･労務管理ソフト
コミュニケーションツールの導入




初期費用や利用費の一部

テレワーク環境整備







パソコンやタブレットと周辺機器の購入

コワーキングスペース等の借上



初期費用と最大6か月分の使用料

申請受付･お問合せ先

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会
ひょうご仕事と生活センター

〒650-0011　神戸市中央区下山手通6-3-28
兵庫県中央労働センター1F

TEL:078-381-5277　平日9:00～17:00(※12:00～13:00を除く)
https://www.hyogo-wlb.jp/　　E-mail:info@hyogo-wlb.jp





助成金の概要

支給額　対象経費の2分の1（上限200万円）
※働き方改革助成コース・環境整備型と合わせて同一年度中2件以内の申請かつ上限200万円です。

対象事業　従業員の多様で柔軟な働き方を促進するため、テレワーク環境の整備を目的として県内中小企業等事業主が取り組む
①テレワーク環境整備事業　②コワーキングスペース等の借上事業
③人事・労務管理ソフト・コミュニケーションツールの導入事業
※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のために必用と認められるものに限ります。
※常時雇用かつ雇用保険加入の従業員が初めてテレワークする場合が対象です。
※コワーキングスペース等の借上げは、初期費用と年度内最初の6か月分が対象です。
※支給決定日以降に実施する事業が対象です。支給決定日より前に実施した事業は対象になりません。



助成対象事業者の要件

	支給要件	チェック
1	「**ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言**※」の宣言企業である	
2	常時雇用する労働者（期間の定めのない又は1年以上の雇用契約で、かつ1週間の所定労働時間が20時間以上）が、企業全体で300人以下である	
3	従業員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を目的として、対象事業を実施する予定の兵庫県内の事業所である	
4	雇用保険の適用事業主である	
5	申請する助成対象経費について、国等の助成金等の支給を受けて（受けようとして）いない	
6	過去3年間に労働関係法令に関する重大な違反がない	
7	過去3年間に悪質な不正行為により、国、地方自治体から本来受けることのできない助成金等（委託料を含む）を受け、又は受けようとしたことにより助成金等の不支給措置を取られていない	
8	風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業のうち店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主でない	
9	国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等でない	
10	暴力団又はその統制下の団体でない	
11	県税の滞納がない	
12	同一年度中「働き方改革助成コース・環境整備型」と合わせて申請件数2件以内かつ助成金受給額が200万円以内である	

※「**ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言**」とは・・・ひょうご仕事と生活センターで実施している登録制度です。従業員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に取組むことを内外に宣言するため「宣言書」を提出し、登録を受けた個人事業主や企業が「宣言企業」です。当センターでは、宣言企業に対してワーク・ライフ・バランスの取組みを支援しています。詳しくはHPをご覧ください。

手続きの流れ

事前相談 → 支給申請書類作成 → 支給申請書及び添付書類の提出 → 審査 → 支給決定通知 → 助成事業の実施・完了 → 実績報告書類作成 → 実績報告書及び添付書類の提出 → 審査 → 助成金額確定 → 助成金の振込



■ 部分は申請企業が実施する内容です

チラシに記載の事項以外にも要件があります。申請にあたっては、当センターホームページに掲載の申請の手引きを必ずご確認ください。
申請様式はホームページからダウンロードできます。

ひょうご仕事と生活センター　テレワーク